

門真市意思疎通支援事業実施要綱

門真市手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業実施要綱（昭和62年10月1日施行）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、聴覚、言語機能、音声機能等に障害があるため社会生活等を営む上で著しい支障がある者（以下「聴覚障害者等」という。）に対して、手話通訳者又は要約筆記者（以下「手話通訳者等」という。）の派遣等を行う事業（以下「意思疎通支援事業」という。）を実施することにより、この支障を軽減し、もって聴覚障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（意思疎通支援事業の内容）

第2条 意思疎通支援事業の内容は、次に掲げる事業とする。

- (1) 手話通訳者設置事業
- (2) 手話通訳者等派遣事業

第2章 手話通訳者設置事業

（手話通訳者の設置）

第3条 門真市福祉事務所長（以下「所長」という。）は、手話通訳士又はこれに準ずる知識若しくは技術を有した者を手話通訳者として福祉事務所に設置するものとする。

2 前項の規定により設置された手話通訳者の業務は次に掲げるものとする。

- (1) 聴覚障害者等と関係機関との意思疎通支援及び情報提供に関すること。
- (2) 聴覚障害者等の生活援助、相談、助言等に関すること。
- (3) 手話通訳者等の派遣に関すること。
- (4) 手話通訳者等の養成・研修に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、所長が必要と認める事項に関すること。

第3章 手話通訳者等派遣事業

（手話通訳者等の選任）

第4条 所長は、聴覚障害者等の福祉に理解と熱意があり、手話通訳技術又は要約筆記通訳技術を有する者のうちから適当と認める者を手話通訳者等として選任する。

2 所長は、前項の規定により手話通訳者等を選任したときは、手話通訳者（要約筆記者）登録台帳（様式第1号）に登録するとともに、当該手話通訳者等に門真市手話通訳者（要約筆記通訳者）登録証（様式第2号）を交付するものとする。

（手話通訳者等の登録の抹消）

第5条 所長は、前条第2項の規定に基づき登録された手話通訳者等が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その者を手話通訳者（要約筆記者）登録台帳から抹消するとともに、登録証を返還させるものとする。

- (1) 手話通訳者等が登録の辞退を申し出たとき。
- (2) 通訳活動の遂行に支障があり、これに堪えないとき。
- (3) この要綱に違反する等、手話通訳者等としてふさわしくない行為があったとき。

（登録証の再交付）

第6条 手話通訳者等は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、手話通訳者（要約筆記者）登録証再交付申請書（様式第3号）によりその旨を速やかに所長に届け出て、登録証の再交付を受けなければならない。

- (1) 登録証の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 登録証を紛失し、又は汚損したとき。

（派遣対象者）

第7条 手話通訳者等の派遣を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている聴覚障害者等で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定する身体障害者手帳の交付を受けており、現に適切な手話通訳者等を得られないために社会生活上支障をきたしているもの
- (2) 市、社会福祉協議会等の公的機関及び障害者団体であって、聴覚障害者等との意思疎通を必要とするもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

（派遣事由）

第8条 手話通訳者等の派遣は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うものとする。

- (1) 市役所、保健所その他公的機関に申請、届出等の手続又は相談等のために赴く

場合

- (2) 医療機関等に受診又は医療相談等のために赴く場合
- (3) 文化教養を高めるため各種事業又は催しに参加する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に理由があると認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、手話通訳者等を派遣しない。

- (1) 営利を目的として行われる場合
- (2) 政治団体又は宗教団体が行う場合

(派遣地域)

第9条 手話通訳者等を派遣できる地域は、大阪府内とする。ただし、所長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(派遣の申込み)

第10条 手話通訳者等の派遣を受けようとするものは、原則として派遣希望日の7日前までに所長に申し込まなければならない。ただし、緊急時等やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申込みは、手話通訳者（要約筆記者）派遣申込受理台帳（様式第4号）に必要事項を記載することにより受理したものとみなす。

(決定等)

第11条 所長は、前条の規定により手話通訳者等の派遣の申込みを受理したときは、手話通訳者等の派遣の要否を決定し、その旨を通知するものとする。

(費用)

第12条 手話通訳者等の派遣は、無償とする。ただし、手話通訳者等の派遣に伴う入場料その他の費用（交通費を除く）は、前条の規定により派遣の決定を受けたものが負担するものとする。

(派遣の報告)

第13条 所長の要請に応じて派遣された手話通訳者等は、手話通訳者（要約筆記者）派遣報告書（様式第5号）を作成し、第11条の規定により派遣の決定を受けたものの確認を得て、当該派遣を行った日の属する月の翌月の3日までに所長に報告しなければならない。

(報償金等)

第14条 市長は、手話通訳者等に対し、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める金額を支給する。

| 区分 | 金額 |
|------|---|
| 報償金 | 1,600円に派遣時間数（待ち合わせをした時間から通訳を終了するまでの時間数をいう。ただし、1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは0.5時間とする。）を乗じて得た額 |
| 移動加算 | 1件につき500円 |
| 交通費 | 実費相当額（手話通訳者等の住居から派遣場所までに至る経路のうち、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法（自家用車、バイク等の使用を除く。）による運賃等の額をいう。） |

（遵守事項）

第15条 手話通訳者等は、通訳活動を遂行するに当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該聴覚障害者等の人権を尊重すること。
- (2) 手話通訳者（要約筆記者）登録証を常時携帯し、必要に応じてこれを提示すること。
- (3) 通訳活動により知り得た秘密を他に漏らさないこと。

（細目）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の門真市手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）規定に基づきなされた手話通訳者等の登録、派遣の申込み及び決定等は、この要綱の規定に基づく手話通訳者等の登録、派遣の申込み及び決定等とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱の規定に基づき作成した用紙は、当分の間、所要の

調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月20日から施行する。